

平成28年3月25日

第85回 遠野市農業委員会総会議事録

遠 野 市 農 業 委 員 会

第85回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成28年3月10日
告示番号 遠野市農業委員会告示第4号
会議年月日 平成28年3月25日
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室
出席委員 別紙のとおり
欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 河野和浩
事務局次長兼
農地係長 村上和男

農業振興係長 千葉芳治

本日の案件 第85回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
開会時刻 午後1時30分

議 長	<p>【開会】 それでは定刻になりましたので進めさせていただきたいと思いますが、総会に先立ちまして平成27年度も終了の月になりましたので、一言お礼を兼ねましてご挨拶を申させていただきます。27年度中期には予期もしない年金事務遅延ということが起きてしまいまして、これの事務処理にあたってきたわけでありまして。この事案については26年度で、局長である私と次長が、私が退職、次長が異動ということでありまして、これを年金事務に精通する職員が居なくなったことによって、よもやという思いから前の会長さんには気を付けていかないと大変なことになりますよということはお話し申し上げておりましたけれども、運悪くそっちのほうに当たってしまったということでしたが、おかげさまで長くかかりましたけれども、予想していた通り台帳等の整理もなされてみましたが、新しい職員が頑張っただきまして、台帳の整理も滞りなく終わりました年金事務については終結というふうに思っているところでありまして。さらに今年の27年度をもって農業委員会に関する法律が改正になりまして、県に要望ができなくなります。法律から無くなりますので要望できなくなるんですが、「今年の最後の年に県に要望しましょう」ということで、農政専門委員会が主体となって進めてきたわけでありまして。進めてきたというのは認定農業者等との懇談会を踏まえて農家の意向をくみ上げて要請書を作り上げて総会でも議決をいただいたところでありまして、市長との日程協議では3月の28日にはどうか受け入れますということでありましたが、委員の皆様すでにご承知のとおり新聞でも報道されましたが、副市長・教育長が突然辞職をなされるといふ慌ただしさの中で、市長の日程調整がつかなくなったということから、28日の建議・要望ができないという回答が市長部局から寄せられたということでありまして。たいへん会長として指導力を持ってなんとかということでも来ましたが、こういう事情の中からもどうしてもできない状態となったという市側からの申し入れを運営委員会に報告をして了解をえなかったところでありまして。おかげさまで私も会長職になって丸6か月となります。この間、浅才、浅学非才な私でございますけれども、委員皆様のご協力を賜りまして、なんとか円滑に事業、業務推進ができたのではないかと、思っているところでありまして。これもひとえに皆様のご協力の賜物というふうに思っております。心から感謝を申し上げ挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお祈りを申し上げます。それでは、ただいまより総会を進めますが、総会に先立ちまして遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先章を15番、佐々木幸悦委員にお願いします。</p>
15番委員	<p>はい。それでは、前段を読み上げますので、後段のご唱和をお願いいたします。（「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略） ありがとうございます。</p>
議 長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は、26名であります。定足数に達しておりますので直ちに第85回遠野市農業委員会総会を開会します。</p>
議 長	<p>1番菅原一雄委員、2番似田貝順一委員、7番佐々木恵美子委員、14番千葉勝義委員、25番綱木秀治委員から欠席する旨の届出があり、会長としてこれを許可しましたのでご報告します。</p>
議 長	<p>【会長報告】 次に、私会長が出席した会議研修会等についてご報告を申し上げます。2月26日から3月11日まで遠野市議会の3月定例会がありまして、本会議に私が出席をさせていただきます。この中で菊池充議員より一般質問がございました。4項目の内容であります。一つは第一次農林水産振興ビジョン後期における遊休農地の実態と取り組みの成果について質問でありました。これについては2015年農林業センサスで農業就業人口、農家数ともかなりの割合で減少し、農業就業者の平均年齢も66.3歳というふうになっている。県はこれを上回った数字で農業就業人口が減り、高齢化率が高いということでありまして。</p>

一方、米価は減反政策導入期の45年に60Kgあたり8,218円だったのが、27年は生産額で生産見込みでありますけれども9,600円ということでありまして、昭和45年並みの価格に暴落しているということと合わせて、農業委員会では遊休農地の解消について真剣に取り組んだ結果、今残っている面積がトータルで299.5ヘクタールの耕作放棄地がりましたが、農業委員会の活動によって67ヘクタールにまで減少しているということをお答えいたしました。二つ目に中山間地域の農地中間管理事業による担い手への農地集積への取り組みについてのご質問でありました。これについては宮守川上流や、こがらせ農産等、市内の法人を中心として集積率は40パーセント近くに達しているということでありまして、これは主に平地が主体でありまして中山間地帯はどうしても湿田が多いとか道水路が整備されていない、法面が大きくて草刈り等の管理が大変だ、ということから採算が合いづらいということで進んでいない。この中で●●町を中心として5件、4.5ヘクタールほどを農地中間管理機構に農業委員が中心となって貸し出しをしているということの答弁をいたしました。三つ目に農地法第4条、および第5条申請に係る再生可能エネルギー施設の設置についてのご質問がありました。これは今話題になっている太陽光発電に関すること、というふうに判断しまして答弁をしたわけでありまして、10年ほど前の●●の風力発電設備の申請を除いては、太陽光発電のみの申請となっております。それは自己転用の農地法第4条申請は25年から現在まで3件の3,420平方メートル。権利設定移転の農地法第5条は6件で39,783平方メートルの申請がありまして、全て許可しておりますので工事中の3件を除いては売電中と思っているということをお答えしております。最後の四つ目でありまして、今後計画を予定されているメガソーラー施設の農地を活用する営農型発電計画についての質問がございました。これは1月9日岩手日報で報道された寺沢・貞任に関する太陽光発電の件に関してというふうに判断しまして答弁をしております。この内容での申請があった場合は国内では例がない案件と思っ

ている、ということでありまして、発電用などの設置面積は約1,000ヘクタール、うち農地面積は600ヘクタールというふうに聞いているところでありますが、これらの牧場は第1種農地でありまして、第1種農地は原則不許可ということでありまして、これが農林水産省の農村振興局長名で、支柱を立てて継続する太陽光発電設備等の農地転用は許可する方向に進めると。許可というのは申請内容が了となった場合についてくる。この了となるのには一時転用で3年間。で一時転用を許可するにあたっては、パネルを設置した下での農作物が、今まで10とすれば8割までを確保しなければならない。2割の減は、太陽の光が不足する分の2割減はやむを得ないけれども8割間違いなく農作物が採れるという確証がなければならない。合わせて転用申請には資金計画がなければならないというのは、金融機関からの融資または自己の預金額がなければなりませんし、最終的に撤退するときの撤収費用も担保を確保されてなければ、この転用の許可が難しいということから、「極めてこの申請は容易ではない」というふうに答弁をしたところ、次の日、岩手日報の記事に農業委員会の会長の答弁として載ったところであります。この質問者には、かなりの再質問もありまして、やり取りをさせていただいたところであります。3月の19日が岩手県農業会議の定期総会が盛岡でありまして出席して参りましたがけれども、これについては上閉伊地方農業委員連絡会が聞いてなくいた書類の中から、ということで質問させていただきました。なぜ、岩手県農業会議では、「大槌・釜石は沿岸部の連絡会へ、当遠野市は県南ブロックの方へ」という考えで記載されてしまったけれども、上閉伊地方連絡会は開催していない。一方的じゃないのか」という質問の中から、岩手県農業会議では、「上閉伊そのとおりだ」ということで再考中というところの連絡が局長のほうに届いております。また3,000平方メートル以上の農地転用は農地法の改正に伴いまして、岩手県が主催する常設審議会に遠野市農業委員会の事務局職員が行って説明をしなければならない義務が生じます。月に一度は行かなければならないということで、職員が少ない中でこういうことでは如何なものかということでありましたけれども、法律でありますからこれはやむを得ない。ただ、この機に乗じて3,000平方メートル以下の所についても毎月来て説明していただく、というのが岩手県または岩手県農業会議のスタンスでありましたけれども、それは市町村の思っていない考えだということで反対をいたしました。そのことによって3,000平方メートル以下の案件については、第1種農地を除いては来なくてもいいと、一時転用の太陽再生可能エネルギーの申請案件を除いては盛岡に来なくてもいいよということになりましたから、安堵したところでも

あります。3月の16日が平成27年産遠野市葉たばこ生産改善共進会に出席をしました。例年の27年産の葉たばこは、例年の葉たばこよりも質が良かったようでありまして、平均して5万円ほど高かったということで、農業の遠野市の農業生産額がアップしたので大変喜ばしいことだなあというふうに感激してきたところでもあります。23日は第13回の運営委員会を開催しました。この中で先ほど挨拶で申し上げましたとおり、遠野市農業政策に関する建議・要望をまとめて大変時間を要して、そして認定農業者の皆様との夜間意見交換等をしてまとめて、市長へ、こうすれば遠野の農業も少しは明るくなるのかなという要望をしようとしたんですが、挨拶の中に申し上げましたとおり、どうにもならない事情ということでできなくなったということでもありますけれども、その報告と合わせて今日の議案書についてご協議をいただいたところでもあります。以上です。

このほかの 事務事業経過の報告については事務局長から説明をお願いします。

【事務事業経過報告】

事務局長

はい、議長。

それでは、お手元の遠野市農業委員会事務事業経過報告書に基づきまして、経過をご報告いたしたいと思えます。

2月28日、平成28年度飯豊・沢田地区営農組合総会が開催されまして、遠野市農業委員会会長宛てにご案内があったわけでございますけれども、農政専門委員長に出席をしていただいたところでございます。3月1日、第5回遠野市農業委員会だより編集委員会会議を開催いたしました。すでに配布になっていることと思えますが、農業委員会だよりの内容については検討、確認をしたところでございます。3月11日、第21回遠野市遠野地方Y・Y・Y推進女性の会通常総会並びに「子どもに食べさせたい給食メニュー」試食会が開催されまして、会長宛てのご案内でしたが農政専門委員長が出席をしてございます。3月16日、農地転用等現地確認調査を実施いたしました。本日の総会に議案として上程しております内容についての現地確認でございます。3月22日、第6回農政専門委員会が開催されております。この内容については、後に農政専門委員長よりご報告がでございます。3月25日、本日でございますが、本日午前中、第3回の遠野市農業委員会組織検討会を開催いたしまして、これについても後に報告事項で検討会委員長よりご報告がでございます。そして本日、第85回の総会という経過でございます。3月26日以降の主な行事予定でございますが、4月1日は辞令交付式などの予定でございます。先週、内示が出されまして、次にご報告いたしますが、事務局職員にも異動がございますので、それに基づき辞令交付式を行います。同じく4月1日、農業会議が一般社団法人化に移行いたします。4月5日、全国情報会議表彰全国農業新聞ということで、これにつきましては後にご報告いたしますが、佐藤芳夫委員が今年度、年間10部という獲得部数を獲得いたしましたので、この場で表彰になりますので、これについては会長、そして佐藤芳夫委員ということで出席する予定となります。合わせて農業委員会も表彰を受けることとなります。申し訳ありません。付け加えてご報告をさせていただきます。農地法の申請者締め切り、現地確認についてでございますが、後に年間の予定表をご説明いたします。4月につきましては、4月11日農地法等申請締め切り日、4月15日農地転用等現地確認調査、4月25日第86回総会という予定になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。なお、本日組織検討会が開かれたわけでございますけれども、組織検討会時期の協議いたしまして4月下旬となっておりますが4月中旬後になる予定でございます。以上、事務事業経過報告とさせていただきます。

【報告事項】

議長

次に、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定に係る届出案件を専決処分いたしましたので、事務局長から報告を願います。

事務局長

はい、議長。報告第1号についてご説明いたします。議案書の第1ページでございます。議案書1ページは農地法第3条の3第1項の規定に基づき相続等によって権利を取得された4名の方からの届出でございます。本案件につきましては遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により平成28年3月10日に会長が専決処分し届出者に受理通知書を交付しましたので、同条第3項の規定に基づき本総会に報告するものでございます。

		<p>なお、この届出があった農地が適正に使用されない場合、農地法第3条の3第1項により所有権の移転または利用権の設定もしくは移転のあつせん等必要な措置を生じる必要がありますので、担当地区農業委員におかれましては権利取得者が耕作する、貸したい売りたい等の意向を確認された場合は事務局までご報告くださるようお願いいたします。以上でございます。</p>
議	長	<p>ただ今の報告について、質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>次に、報告第2号、農地法関係指令書補正願を、専決処分しましたので、事務局長から報告願います。</p>
事	務	<p>はい、議長。報告第2号でございます。議案書の2ページでございます。農地法関係指令書補正願に係る専決処分の報告についてでございます。農地法関係指令書補正願について遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するところでございます。内容につきましては、12月の総会でしたが、その際に農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定をいただいたところでございますが、その案件につきまして、この第5条許可申請後許可前に所有者が死亡したことによりまして申請上の地位を相続人が継承したため許可指令書を補正するものでございます。</p> <p>補正内容でございますが、譲渡人が●●町 ●●●●さん、そしてその青年後見人が、●●●●さんでございましたが、●●●●さんが死亡されまして、その後見人が家族の方でございます、相続人でございます●●さんに譲渡人が変更になるということでございます。なお申請日は平成28年2月17日、補正日が平成28年3月3日ということでございます。参考でございますが、農地法第5条許可申請日が平成27年12月10日でございます。譲渡人の死亡が平成28年1月9日ということでございますので、ご報告するところでございます。以上でございます。</p>
議	長	<p>ただいまの報告について、質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。次に、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について事務局から報告願います。</p>
農	地	<p>はい、議長。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。農地法第18条第6項および同法施行規則第68条の規定により、農地または採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものでございます。</p> <p>1番 借人、●●町 ●●●●。貸人、●●市 ●●●●。●●町1筆1,530平方メートルでございます。農業経営基盤強化促進法で平成27年1月1日から平成31年12月31日まで合計3筆で契約されていたものの1筆のみの一部解約でございます。後に議案第78号でご審議いただくものでございます。何ら問題なく解決したと確認しております。以上、ご報告いたします。</p>
議	長	<p>ただ今の報告に関しまして、質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。次に、報告第4号、農政専門委員会で協議した事項について、農政専門委員会委員長に報告を求めます。</p>

農政専門委員会委員長	<p>はい。5番、奥寺です。</p> <p>報告事項、報告第4号、平成27年度第6回農政専門委員会で協議した事項について、本日、委員長欠席でありますので、副委員長である私から内容につきまして遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づき報告いたします。最初に平成28年度遠野市農業委員会事業計画についてを協議いたしました。本日、議案第85号で提案いたしますが、先立ちまして農政専門委員会で内容の協議を行いました。結果、誤字・脱字および表現等、若干の修正の指摘があったものの専門委員会で承認されました。また、本計画の進行・管理について意見が出され、今後において農政専門委員会で検討してまいります。次に、遠野市長への要請書の内容変更について協議いたしました。2月25日開催の第84回総会で承認された内容でございましたが、その後、情勢の変化等で内容の変更が生じそれに基づき本委員会で検討し承認されました。しかしながら、冒頭に会長から説明がありましたように、市長の要請日程の確保に努めてまいりましたが、諸般の事情等で要請が実現しなかったことは当委員会として非常に残念であります。以上、農政専門委員会の報告といたします。</p>
議 長	<p>はい。ただ今の報告に関して、質問ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>次に、報告第5号、組織検討会で協議した事項について、組織検討会委員長に報告を求めます。</p>
組織検討会委員長	<p>報告いたします。報告第5号、検討委員会で協議した事項について報告いたします。今月、平成28年3月25日、午前10時から第3回検討委員会を開催いたしました。先月開催いたしました第2回検討会では農業委員の定数を、改正後の定数の上限とする19名とすることで確認したところでございます。本日の検討会では前回検討、確認した19名の詳細について検討いたしました。さまざまな案、活発なご意見が多数出されました。その中で確認した部分、意見が一致した部分もいくつかあったわけですが、今少し深く議論を重ねる必要があるというふうに思い、現時点で詳細については発表の段階ではないと判断をいたしましたので、本日はその旨については発表を委員長としていたしません。引き続き今後、検討していきたいと考えております。以上、検討委員会の報告といたします。</p>
議 長	<p>はい、ごくろうさまでした。ただ今の報告に関しまして、質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>それでは、議案審議に先立ちまして、議事参与の制限について、申し上げます。自己または同居の親族若しくは配偶者に関する事項については、その議事に参与できませんので、関係する委員には退席をお願いすることになります。</p>
議 長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1についてお諮りいたします。議事録署名人並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議事録署名人に16番菊池由雄委員、17番北湯口進委員、会議書記に事務局千葉芳治君を指名いたします。</p>

議 長	局の言うとおりでございます。面積的にはだいたい2町歩くらいですので、●●●●の方にお会いして、ぜひ頑張って農業をしてくださいと励ましたところでございます。以上です。
議 長	ごくろうさまでした。続いて、●●町担当委員、お願いします。
30番委員	はい。3月16日11時から、事務局2名と委員4名で現地確認を行いました。5番の●●さんは、ひとり身でございまして、農業力が一切ない方でございまして、●●さんのほうに渡し譲るということでございます。内容的には至って問題等はございませんでした。それから6番の●●●●さん、借受人。貸出人の●●さんは、●●さんの田んぼのすぐ隣という、これまた問題なく確認をしてみました。よろしくご協議お願いいたします。
議 長	はい、ありがとうございます。以上で現地確認調査の結果及び補足の説明が終了しました。質疑に入ります。質疑ございませんか。
29番委員	はい、29番です。事務局から教えていただきたいのですが、4番の新規参入の方、現在の耕作面積はゼロになってますが、耕作面積がゼロでも農業経営ができる、その資格っていうのは、おわかりですか、教えてください。
農地係長	はい、議長。
議 長	はい、次長。
農地係長	ただいまの質問にお答えいたします。文献については、定款のほうに農業を事業として掲げていく会社でございまして、以前にも農業を経営していたことがございますが、現在はすでに解約をされていて、ゼロということでございます。遠野市の別段面積ということで、最低限の営農に係る面積については、10アール以上を耕作する場合に農家として農業に携わることができるということでございます。その面積もクリアをしております。なおかつ営農計画・労働力についても、計画書でもって確認をしている。なおかつ今回につきましては、委員さんと代表者の方にもお会いをいたしまして農業についての計画を確認をしているということでございます。端的に申しますと10アール以上をきちんとした経営計画がある場合については、農業に携わることができるということでございます。よろしくお願いいたします。
議 長	農地法と別段面積の違いを説明して。
農地係長	はい。本日議題でもございますけれども、農地法では50アール以上を農地として耕作しない場合については、農地法3条の許可要件の中に50アール以上という部分がございます。ただし、市町村での特段の農地の経営に際してですね影響があるというような場合につきましては、農業委員会が別段面積といたしまして農業を行う場合の最低面積を定めることができることになっております。遠野市の場合は10アール以上で農家として農業に携われるという形になってございます。
29番委員	はい。
議 長	はい、29番。
29番委員	特に反対っていうわけではありませんが、その場合は耕作面積がゼロっていう表示方法でこれでいいわけですか。
農地係長	はい、議長。

議 長	はい、次長。
農 地 係 長	はい、権利取得後の面積が10アール以上という形になりますので、ゼロから発生をしてこの方々につきましては24,614平方メートルを農業として営むということでございますので管理面積等はクリアしているという形になります。
議 長	はい、29番。
29 番 委 員	それでは、これに関連して伺いますが、例えば企業が新規参入された場合の要件っていうのはどういうものなのか。
農 地 係 長	はい、議長。
議 長	はい、次長。
農 地 係 長	はい、お答えをいたします。まず、最低条件といたしましては、定款の中に農業を行うこと、農業に関すること、と記載されているのが一般的でございます。で、農地をお持ちでない場合につきましては、農地の権利を使用貸借なり、あとは買い求めるなりで行うわけなんですけど、一般的に農業生産法人でありませんと所有権というのがなかなか持てないというのがあります。株式会社等につきましては条件付き貸借という部分のほうが多多いところでもあります。今回4月から変わるという農地法によってはその変更点もございましてけれども、現状で行きますと農業に関することっていう定款と農地の権利、その活動が営農計画を裏付ける労働力っていうのが必要でございます。
29 番 委 員	面積要件はないの。
議 長	10アール以上。
29 番 委 員	企業だと10アール以上。
農 地 係 長	法人、個人、どちらにつきましても10アール以上が適用になります。
議 長	よろしいですか。
29 番 委 員	はい。
議 長	暫時休憩いたします。 (休憩)
議 長	再開します。その他、質疑ございませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第77号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第77号は、原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第3】 日程第3、議案第78号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対

農地係長	<p>する可否決定について」を上程いたします。事務局、説明してください。</p> <p>はい。議長。議案第78号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」ご説明いたします。農地法施行令第3条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。</p> <p>1番、●●町2筆3,469平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●●。こちらにつきましては、持分2分の1の贈与でございます。登記簿上、●●●●●さん、●●●●●さんの共有でございます。</p> <p>2番、●●町1筆2,076平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●●、他1名。現在の所有者につきましては、●●●●●、●●●●●の共有地でございます。この土地につきまして、●●●●●さんの後継者であります●●●●●さんのほうに贈与をするということでございまして、1番、2番については事実上、交換でございます。</p> <p>3番、●●町1筆1,530平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●●。譲渡人、●●市 ●●●●●。売買でございます。譲渡人は遠隔地に居住し、耕作不便のため要請し売り渡すものでございます。</p> <p>4番、●●町21筆15,902.11平方メートル。譲受人、●●市 ●●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●●。生前一括贈与でございます。母から後継者の子へ譲渡すものでございます。譲受人は子で生前一括贈与で受けるものでございます。●●市に住所を置いておりますが、営農期間にあっては●●町に居住し農業経営をしている旨、行政区長、農家組合長、民生委員の証明書が添付されております。</p> <p>5番、●●町1筆、333平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●●。売買でございます。規模拡大のため要請し譲り受けるものでございます。</p> <p>6番、●●町1筆、446平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●●。こちらは売買でございます。負債整理のために売り渡すものでございます。農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすものと考えられます。ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査の補足説明を求めます。なお、親子間の所有権移転については、現地確認調査の結果及び報告を省略いたします。それでは、●●町担当委員お願いします。</p>
9番委員	<p>はい、議長。●●●●●さんの立場から言えば、持分●●分の●●を●●●●●さんから受けて、そして、またその分に相当するものをですね、今度は●●●●●さんである●●●●●さんに贈与しました。ですから●●●●●さんは担い手農家であり、何ら問題がないと思います。</p>
議長	<p>続いて、●●町担当委員お願いします。はい、5番。</p>
5番委員	<p>はい、奥寺です。16日に確認をいたしました。現状は草地になっておりまして、携帯電話で取得した本人に、この扱い、田んぼにするか確認したところ、田んぼにするということを確認いたしました。</p>
議長	<p>続いて、●●町担当委員お願いします。</p>
30番委員	<p>はい、30番、佐々木です。16日になりますけれども事務局2名と委員4名で現地を確認いたしました。5番については、場所がちょうど●●●●●●●●のすぐ隣でございます。●●●●●●●●さんの面積が一番大きくて隣にあるというのが現実でございまして、特に大きな問題もなく、比較的有効に使えるなという感じで見えてまいりました。特に問題はなかったです。大丈夫でした。以上です。</p>
議長	<p>続いて、番号6については●●●●●地区、私であります。千葉委員が欠席でありますので、私のほうから説明をいたします。3月の16日に、千葉委員と私、そのほか事務局から2名で現地の確認をしたところであります。この水田につきましては所有者が若く</p>

	<p>5年。 37番、●●●●、●●●●、●●町●●●●地割●、面積1,778平方メートル、契約期間5年。 17ページです。 48番、●●●●、●●●●、●●町●●●●地割●-●、面積11,000平方メートル、契約期間20年。 49番、●●●●、●●●●、●●町●●●●地割●、他2筆、合計面積4,741平方メートル、契約期間5年。 51番、●●●●、●●●●、●●町●●●●地割●、面積1,590平方メートル、契約期間5年。 以上、ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。これより、質疑に入ります。9番について、質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
議 長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。9番を除く57件について、質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結致します。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。 お諮りいたします。議案第79号は、原案のとおり「可」とすることにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」と呼ぶ者あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第79号は、原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第5】 日程第5、議案第80号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、次長。</p>
農地係長	<p>議案第80号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」ご説明いたします。農地法施行令第15条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものでございます。</p>

	<p>1番、●●町でございます。台帳面積は123平方メートルでございますが、■■■■■ ■■■■■でございまして、現 在の実測面積につきましては109平方メートルでございます。譲受人、●●町 ●●● ●、譲渡人、●●町 ●●●●、一般住宅建設のための売買でございます。譲受人は、 ■■■■■に隣接する農地を買 い受け、全体面積255平方メートルに貸家1棟、駐車場2台分、通路、回転場を建築しよう とするものでございます。周囲はすべて宅地となっております。用水は上水道、雑排水 は公共下水道に接続、雨水は浸透桝による処理をする計画となっております。申請地 は、都市計画法上の用途区域内の農地であり、第3種の農地と判断いたしました。第3 種農地の転用は許可しうることから、転用に問題はないと判断いたしました。</p> <p>2番、●●町、1筆330平方メートル、譲受人、●●町 ●●●●、譲渡人、●●町 ●●●●、一般住宅建築のための売買でございます。譲受人は現在アパートに居住して おりますが、子どもの成長により狭くなってきたことから、●●●、●●●付近に用地 を求め、新たに一般住宅1棟を建築しようとするものでございます。付随しての駐車場 3台分、植栽、通路、回転場として利用しようとするものでございます。周囲はすべて 住宅地となっております。用水は上水道、雑排水は公共下水道に接続、雨水は浸透桝に よる処理をする計画となっております。申請地は、都市計画区域内の農地ですが、用途 指定がありません。■■■■■から西側へ250メートルほどに位置するもので、 300メートル以内に駅、役場等の公共公益的施設等がある農地であり、第3種の農地と判 断いたしました。第3種農地の転用は許可しうることから、転用に問題はないと考えて おります。</p> <p>3番、●●町、1筆310平方メートル、借受人、●●市 ●●●●、貸出人、●●町 ●●●●、一般住宅建築のための使用貸借でございます。譲受人は退職し、妻の実家が ある遠野市で生活をするため一般住宅1棟を建築しようとするものでございます。用途 といたしましてはこのほか駐車場2台分、花壇、通路、回転場として利用する計画でご ざいます。用水につきましては上水道、雑排水につきましては農業集落排水施設に接続 し、雨水は浸透桝による処理を行うこととなっております。申請地は10ヘクタール以上 の一段の農地であり第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は原則不許可で ございますが、住宅等で集落に接続して設置するもので転用には問題がないものと判断 をいたしました。</p> <p>4番、●●町、1筆552平方メートル、譲受人、●●町 ●●●●、譲渡人、●●町 ●●●●、一般住宅建築のための売買でございます。譲受人は現在借家住まいでございま すが、子育てに当たり妻の父母の協力を得ながら生活できる環境づくりのため用地を求 めていたところ当該用地について協議が整ったところでございます。計画は住宅1棟、 駐車場3台分、家庭菜園、通路、回転場でございます。用水は上水道、雑排水は浄化槽 で処理し、道路側溝に放流、雨水は浸透桝で処理する計画となっております。申請地は 10ヘクタール以上の一段の農地であり第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転 用は原則不許可ですが、住宅等で集落に接続して設置されるものでございますので転用 には問題がないものと考えております。</p> <p>以上4件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議 長	はい、説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認結果 の説明を求めます。最初に、●●町担当委員をお願いします。
6番委員	はい、6番の萩野です。16日、事務局2名地元委員3名で現地を確認したところ です。場所は■■■■■の南側150メートルくらいの土地計画区域の住宅密集地です。周り に何ら問題はなく許可相当だと思います。よろしくをお願いします。
議 長	次に●●町担当委員、お願いします。
9番委員	はい、議長。9番 菊池です。12日現地確認をいたしました。場所はですね、■■■■■ ■■■■■の裏、それに●●●●の裏になります。周囲はすべて住宅であるし、この一角 だけが空き地ということになっておりました。何ら問題はないと思います。

議 長	<p>続いて、●●町の担当委員お願いします。</p>
5 番 委 員	<p>はい、5 番です。3 番、4 番の案件ですけれども、16日に確認をいたしまして、事務局の説明のとおりでございます。何ら問題がないものと確認いたしました。</p>
議 長	<p>大変ありがとうございました。以上で現地確認結果の説明を終了し質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
議 長	<p>よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第80号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」と呼ぶ者あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第80号は、原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第6】 続いて日程第6、議案第81号、「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局説明してください。</p>
農 地 係 長	<p>はい、議長。議案第81号、「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」ご説明いたします。</p> <p>1 番、申請人事業者、●●県●●市 ●●●●。承認を受けようとする土地につきましては、●●町1筆561平方メートルでございます。許可目的を変更する理由といたしましては、分家住宅を建築するため農地転用許可を受けておりましたけれども、●●県に定住したため、現在事業が止まっているということでございます。変更前の事業計画につきましては、現在許可昭和●年●月●日付●●●●●●●の指令で出ておりますけれども一般住宅1棟でございました。変更後につきましては、現在の畑のままの状態になっているものを、3条で所有権移転をするという計画でございます。なお、所有権移転につきましては調整中でありまして4月に上程をするというような内容になってございます。以上、変更につきまして承認等ということでございますがよろしくご協議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認結果の説明を求めます。</p>
30 番 委 員	<p>はい、30番 佐々木です。16日、事務局2名と委員4名と現地を確認いたしました。大概が説明のあったとおりでございます。何ら問題もなく確認してまいりました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果及び補足の説明を終了し、早速質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第81号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」と呼ぶ者あり)</p>

議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第82号は、原案のとおり「可」と決しました。
議 長	<p>【日程第8】</p> <p>日程第8、議案第83号、「非農地証明願の承認について」を上程いたします。事務局説明してください。</p>
農業振興係長	<p>はい、議長。議案第83号、「非農地証明願の承認について」を説明いたします。平成27年度農地パトロール利用意向状況調査によりまして、荒廃農地・B判定の方に、27年12月24日付で非農地判断する旨の通知をしているところですが、平成28年3月3日に非農地証明願が提出されましたので、農地法第2条第1項に該当しない農地であることの承認を求めるものでございます。土地の所在地、面積、申請人の順で読み上げさせていただきます。</p> <p>●●町●地割●-●、畑、1,152平方メートル、他2筆、合計面積2,978平方メートル、●●町●●●●。以上、非農地証明願いが今回提出されたものであります。なお、補足資料といたしまして24ページに筆別明細を添付してございます。ご審議よろしく願います。</p>
議 長	<p>はい、説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第83号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第83号は、原案のとおり「可」と決しました。
議 長	<p>【日程第9】</p> <p>続いて日程第9、議案第84号、「農地等の権利取得に必要な別段面積の設定について」を上程いたします。事務局説明してください。</p>
農地係長	はい、議長。
議 長	はい、次長。
農地係長	<p>議案第84号、「農地等の権利取得に必要な別段面積の設定について」ご説明いたします。農地法第3条第2項第5号の規定に基づき、農地等の権利取得に際して別段の面積及び設定する区域を下記のとおりとしようとするものでございます。面積につきましては10アール、設定区域につきましては遠野市の全体にしようとするものでございます。農地の下限面積は、農林水産省の通知により農業委員会総会で面積の設定または修正を毎年検討することが求められております。農地法第3条許可要件の一つに、許可後に経営する農地面積が50アール以上でなければ許可できないとされておりますが、農地法施行規則第17条第2項および農地法に関する処理基準では、農業の経営体が不足し、農地の遊休化が深刻で、下限面積の単独的な運用により、農地の保全、および有効利用を図ることが必要と判断され、小規模面積での農地利用者が増加しても地域の営農等に支障を及ぼさないと判断される場合、地域の実状に応じて農業委員会が別段面積を定め公示した面積で許可ができることとなっております。遠野市農業委員会では農地パトロールを行い実状の把握に努めておりますが、農家の高齢化や後継者不足、所有者が市外居住のため管理不良などによる荒廃農地の増加が深刻化してございます。このことから小規模面積の就農を促進して農地の保全および有効活用を図り、I、J、Uターン者や市内の非農家の小規模な就農を養育するため、引き続き農地の権利取得に際して別段面積を</p>

	10アール、並びに設定する区域を遠野市全域としたいとするものでございます。ご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。この件に関しては先程、29番委員の質問にあった案件でございます。それでは質疑ございませんか。
29番委員	はい、29番です。先程も質問したんですが新規参入の場合に、例えば10アールを取得して、取得した後に農地転用を図って住宅を建てたいというような場合の期間の制限というものはないのでしょうか。
農地係長	はい、議長。
議 長	はい、次長。
農地係長	はい、ただいまのご質問にお答えをいたします。完全に住宅取得、建築目的でありますと5条申請ということになりまして、そもそも違う法律、法文適用という形になりますが、現在のところ運用といたしましては、岩手県内におきましては3年3作というルールがございます。ただし、こちらについては書き物等書類等にはなってございません。通常的に農地としてご利用いただくということでの許可でございますので、まず農業経営をしていただくというのが前提でございますので誤解のないようお願いをしたいと思います。
29番委員	はい。
議 長	はい、29番。
29番委員	特に新規参入された人の場合は、例えば作業場とか住宅部分が必要になってくると思うんですが、それも3年の期間が必要だということになりますか。
農地係長	はい、議長。
議 長	はい、次長。
農地係長	お答えをいたします。まず営農しようとした場合の住宅ということでございますが、住宅がなくて農地だけ取得というのは、なかなか考えにくい部分があるのではないかと思います。もし住宅と共に農地を取得するというのであれば分筆のうえ、一部は宅地、一部は農地とするという考え方があろうかと思えます。また、小屋ということで作業小屋につきましては200平方メートル未満の農機具であるとか農業用を格納しておく建物でございますと、転用不要案件に該当いたしまして、大きさに制限はありますけれども農地の中にこれを建てることはできるという形にはなっておりますのでよろしくお願いたします。
29番委員	わかりました。今回の震災があつて沿岸部から特に遠野市に移住をしたいという方が何人かおり、来た際に住宅を建てる土地を取得したいというような申し入れを聞いたりもしてますが、特に、今回のような震災特例とかそういうものはないのでしょうか。
農地係長	はい、議長。
議 長	はい、次長。
農地係長	はい、震災特例は経済のほうは継続していたかと思えますが、被災者、震災により自己の住宅等が流失をして、なおかつその跡地に建設の許可が下りないという方々につきましては、転用許可を速やかに行いなさいというような事務指導等、法律は別立てで用

	<p>意をされておりますけれども、移住の申し出があった際に農地と一緒に取得されるということにつきましては現在のところも●●町等で申請されて移住されてきた方がいらっしゃるという認識です。</p>
29番委員	<p>その場合も3年。</p>
農地係長	<p>失礼いたしました。追加をさせていただきます。その場合は、5条と3条の合わせ、二つの申請となるわけです。</p>
議長	<p>今の質問は、震災に遭われた方が遠野市へ住宅地を求めに来られたと、いう場合においては、震災者であっても農地の10アール要件と宅地の許可は農振の解除と転用の申請許可を同時にやってもいいよという通達はあるわけですからけれども、そのへんを詳しく。</p>
農地係長	<p>失礼いたしました。震災者で被災者で住宅流失された方というのは、急ぐというのがそのとおりでございますけれども、例えば会長からのお話にありました通り、申請につきましては5条、例えば「住宅を建てる場合」で「農地をお買い求めになられる場合」については5条の許可が必要です。なお、5条に許可要件といたしましては農振区域には建てられませんので、農振の除外をする予定があるとか一定の通常の住宅建築に必要な手続きはなってます。また、「農地を合わせて取得をしたい」といった場合につきましては、この下限面積が有効になっておりまして、10アール以上の農地であればお持ちいただけるという形になります。</p>
議長	<p>じゃあ、待たなくてもいいのかということも終わってるというわけですね。</p>
農地係長	<p>はい。農地の一部のみを宅地として5条申請をすることができますので、仮に1反歩の田んぼとか畑を全部持たなければならぬかといえどもそうではなくて、仮にそのうちの300平方メートルを5条で受けて住宅を建てるということもできます。</p>
29番委員	<p>その期間も3年か。すぐでもいいのか。</p>
農地係長	<p>被災された方々の事例を申し上げますと、3年とかそういう形での農地を取得した後に転用された方は今いらっしゃると思います。住居を先に求めるという形がありましたので、5条申請で住宅を建てるという方のほうが圧倒的です。3年3作ということについては、あくまでも内部のルールといいますか、農地としてご利用していただくのが前提ですよ、3条で例えば借りた、買ったという場合につきましては農地として農業をしていただくものということでございますのでよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>はい、29番。</p>
29番委員	<p>農業委員会は関係ないかもしれませんが、自分が持つてる農地が農業振興地域にいつなったのかも知らないでいる人がいるんですよ。市役所に行ってそれをね調査をしたらば、あの市役所の前に掲示板があって、それに張り出ただけで、農業振興区域になりますよって説明されたんですが、農地の所有者には一切そういう報告がないままに進んでいる。そういうところも、こういうふうな売買にあつてその5条の申請をしようとしている時に、振興地域の網を外せていう、ここがちょっと私わからなかったんで。本来であればその土地の所有者に最初に通知すべきだというふうなことを言ってきたんですが、そのへんのところをですね、簡単には被災して宅地を求めて遠野に来た人がなかなか定住、住めないというような足かせになっている、そういうことがありますので、まあ、ここで言っても何ともならないかもしれませんが、いずれそういう例が●●、●●地区にはありました。そういうことです。</p>
議長	<p>何か言えるかな。</p>

事務局 長	<p>はい、議長。農振の関係につきましては、市長部局のほうが担当ということでございまして、これにつきましては農振が農振区域の設定そして見直し等、時期的なことがございます。こちらの方では農振解除におきましては農振設定、農業委員会におきましては市長部局からの意見徴収というふうなことでございますけれども、農業委員会でこういう意見があったということについては職員のほうにもお伝えしていきたいと思えます。</p>
議 長	<p>補足させていただきますが、今の質問はもっともだろうと思っております、かなりの市民の方から、そういう苦情が寄せられます。しかしながら農振の網がかかっていると、いろんな中山間から、中山間直接支払等含めて補助金が受けられない、ほ場整備も同じです。そういう制約がありますので、地権者がわかっていなかったというのもありますけれども、反面、補助金を受けるためには黄色の網をかけておかないと、ということもありますので、どっちがいいかということにもなりますが、いずれ市の方へは伝えて、知らないうちに黄色な網がかかっているよということについては委員から意見、質問等があったということは伝えておきたいと思えます。よろしいでしょうか。その他、質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第84号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第84号は、原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第10】 続いて日程第10、議案第85号、「平成28年度遠野市農業委員会事業計画等について」を議題といたします。事務局長説明をしてください。</p>
事務局 長	<p>はい、議長。 議案第85号、26ページでございます。「平成28年度遠野市農業委員会事業計画等について」、平成28年度遠野市農業委員会事業計画の案を別紙のとおりとすることでご提案申し上げます。なお、あの本日は上程いたしております内容であります、お手元に平成28年度遠野市農業委員会事業計画(案)という資料をお渡ししております。これが事業計画、平成28年度の事業計画(案)でございます。それに関連いたしまして、別紙様式2と様式1というふうな、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)をお渡ししております。これらについてご説明してご審議をお願いするところでございます。なお私の方からは、事業計画(案)をご説明いたしまして、活動計画(案)、活動の点検・評価(案)につきましては、次長の方から説明を申し上げるということをご了承いただきたいと思います。それでは、事業計画(案)について説明をいたします。読み上げまして説明とさせていただきます。表紙を開いていただきまして。</p> <p>平成28年度遠野市農業委員会事業計画(案)</p> <p>I 方針</p> <p>1 基本方針</p> <p>国は、「総合的なTPP関連政策大綱」を策定し「攻めの農林水産業への転換と」「経営安定・安定供給のための備え」を柱とする農林水産分野の対策「農政新時代」を打ち出しました。農業委員会は、関係機関団体と連携を密にして、将来に夢と希望を持てる農業・農村の樹立を目指して活動していかなければなりません。</p> <p>また、東日本大震災・津波から5年が経過いたしました、農地の復旧や担い手の確保・育成、農業経営維持のための支援の強化が求められています。</p> <p>今年度は、農業委員会制度・組織改革の実行元年であります。農業委員会は農地利用</p>

の最適化の業務目的を効率的に果たせるよう、法令業務として明確化された新規参入支援や担い手の支援、農地利用最適化の推進に係る課題解決のため、関係行政機関へ意見提出など「人」と「農地」の結び付けに向け、市と連携を密にするとともに、以下について重点的に取り組んでいきます。一つ目といたしまして、農地中間管理事業及び農業経営基盤強化促進法などを活用した農地集積の推進、遊休農地の解消を図るための農地の利用状況調査の確実な実施、農地情報公開システムの有効活用など、農地利用の最適化を強力に推進します。二つ目、農業委員・農地利用最適化推進委員が「やる気」「本気」「根気」をもって地域に根ざした活動ができるよう、農地関連法令、制度等の専門的知識を積極的に学び「人」と「農地」の課題解決の取り組みを推進します。三つ目、常に地域の農業者や集落営農組織、農業法人及び認定農業者の声に耳を傾け、農地等の利用の最適化の推進に関する施策に係る農業・農村の課題を幅広く汲み上げ行政機関に対して、意見を提出するとともに、行政機関と活発な意見交換を行うこととします。四つ目、きめ細やかな就農活動や農業法人等への就農希望者のマッチングなど新規就農の促進、認定農業者協議会や農業法人、集落営農組織などの自主的な活動への支援を通じて、担い手の確保・育成を図ります。五つ目、農業者のみならず、一般市民にも農業委員会活動の理解と共感が得られるよう、遠野テレビを活用して農業委員会活動を発信するなど「見える化」及び効率かつ効果的業務の推進を図るとともに、業務の品質向上に努めます。

2 ページにまいります。2 ページは重点事項でございます。(1) 地域農業マスタープラン(人・農地プラン)の充実に向けた取り組み。平成24年度に農業の再生をめざし策定した「地域農業マスタープラン」について、プランに定める地域の中心となる経営体への農地集積及び耕畜連携による循環型農業や六次産業化を促進し経営基盤の強化を図っていくなど、プランの目的実現に向けて支援します。(2) 農地中間管理事業の取り組み。農地中間管理事業を効果的に運用するため、農地中間管理事業制度の周知を地域に強力に推進するとともに、農地の出し手の意向確認及び受け手への働きかけを行ない、農業委員が地区の相談役を務め、担い手への農地集積・集約を図ります。(3) 遊休農地解消対策の取り組み。耕作放棄地や不作付け地の解消を強力に推進するため、随時の農地パトロールと併せ、農業委員会全体の利用状況調査を継続して実施します。また、農地法第3条、4条、5条許可後の履行状況確認、法人企業等の農業経営状況及び農地取得の下限面積緩和を活用した新規就農者の見守り等に努めます。(4) 農地台帳の整備の取り組み。農地利用について円滑かつ効率的に進めるため、農業委員会が作成する農地台帳及び地図がインターネット等で公表することで法律に位置づけられたことに伴い、農地情報公開システムを活用して、担い手への農地集積や遊休農地対策等を進めてまいります。(5) 担い手育成に係る取り組み。市等関係機関団体と連携し、担い手(認定農業者、集落営農組織等)と意見交換をしながら、担い手育成についての課題を整理し、市へ意見を提出するとともに、岩手県農業委員大会を通じて国・県への要請をしていきます。(6) 改正農業委員会法等の施行に係る検討の取り組み。昨年公布された改正農業委員会法の適用が、当委員会の場合、現委員の任期(平成30年3月1日)までとなりますが、それに伴い農業委員の定数、新設される農地利用最適化推進委員の区域及び定数等について検討し、外部の関係機関・団体の意見を聞きながら、条例改正に向けて協議を進めます。(7) 農業委員会活動強化の取り組み。近年の農業委員会に対する厳しい世論に対応し、農業委員会活動の見える化が求められている一方、農地中間管理事業の委任業務により農業委員会の業務が増大しています。これらに対処するため、日ごろの研鑽を重ね業務の品質向上を図ります。ア 担当地区内の農家訪問、随時の農地パトロール等日常活動の強化。イ 総会後を活用した研修会の開催。3 ページにまいります。ウ 日常の活動量の強化及び活動記録カードの100%提出。エ 岩手県及び岩手県農業会議主催の研修会等への積極的参加。オ 上閉伊地方農業委員連絡会への参加。カ 全国農業新聞、農業者年金の普及及び家族経営協定の締結推進。キ 遠野市農業委員会の組織・条例の検討。続いて所掌事務執行計画でございます。1 会議の開催。(1) 総会、農業委員会活動計画の決定、および農地及び農業振興の適正執行を図るため毎月25日前後に開催します。ア 農地法及びその他の法令に基づきその権限に属した事項の審議。イ 遠野市農業委員会に関する条例及び規則等の改廃の審議。ウ 遠野市農業振興課地域の変更等の審査。エ 遠野市農業振興対策の協議。オ 行政機関に対する意見書の審議。(2) 運営委員会。重要

事項の協議及び専門委員会の運営に係る調整のため開催します。(3) 全員協議会。総会議案の調整及び重要条件の協議が必要となった場合に開催します。(4) 農政専門委員会。各種農政施策を農業現場に浸透するための活動を行ないます。また、行政機関に対する意見書をまとめるため、認定農業者、集落営農組織、法人等と意見の交換を行うとともに、家族経営協定の締結、全国農業新聞の購読拡大及び農業者年金の加入の推進に努めます。(5) 農地専門委員会。農地法その他の関係法令に基づく事務に関する権限に属した事項及び農業振興地域の変更に関し市長より協議のあった事案の事前検討、農地中間管理事業推進、遊休農地解消のための耕作による農地の有効活用及び景観形成(菜の花播種等面積拡大)の取り組み等荒廃農地解消対策を進めます。(6) 関係行政機関及び団体会議。遠野市農林水産振興協議会、遠野市農業再生協議会、上閉伊地方農業委員連絡会及び県都市農業委員会会長会へ参画して行きます。2 研修会。総会開催後に、農地法業務、農政に関して研修の開催、県内外農業委員会及び生産現場等の視察研修を図り、農業委員会業務の品質向上を図ります。4 ページになります。3 農地の利用状況調査。違反転用及び荒廃農地の現状把握、および農地法許可案件の履行状況等を確認することを目的に、農地パトロール(利用状況調査)を一体的に実施のうえ、結果に基づき次の指導等を行ってまいります。(1) 再生利用が可能な農地においては、所有者に利用意向調査書を発送し、担当農業委員の適正な指導に努めます。また、遠野市単独の「耕作放棄地解消対策事業」補助金の活用を市と連携しながら呼びかけて行きます。(2) 再生利用が困難な農地においては、所有者に非農地証明願を添付した非農地判断に係る事前通知を行い、非農地証明願が出され総会において非農地と判断された場合は非農地通知書の発送発想を行ない、農地以外の地目に変更を勧めます。4 広報活動。「遠野市農業委員会だより」は、年2回(9月、3月)発行します。全国農業新聞普及へ地元記事の積極的な寄稿に努めます。遠野テレビを活用し、農業委員会活動を発信してまいります。5 主な事務・事業でございます。(1) 農地調整事務。農地等の権利設定、権利移動及び転用等他の土地利用計画の調整。違反転用の防止、荒廃農地の解消に向けて啓発と指導の強化。「農地の日」7月15日に、荒廃農地の草刈り作業実施ほか、農地パトロール出発式の実施。(2) 農地等利用関係紛争処理事業。農地法に係る農地等の利用関係をめぐる紛争の和解仲介は、農地専門委員会でお出し、適正かつ円満な解決を図ります。(3) 農地中間管理事業。市と連携して、農地中間管理事業を強力に促進し、認定農業者および個人の担い手へ農地集積と集約化を図ります。特に、地域との話し合いを重要視し、地域の農業振興の特色を十分に引き出せるような仕組みづくりの築き上げを図ります。(4) 農地流動化推進事業。認定農業者等担い手へ農地の利用集積に向け、権利移動のあっせんを行います。(5) 農業体質改善推進事業。ア 遠野市農林水産振興大会への参加。イ 家族経営協定の締結推進。ウ 「女性農業委員業務検討会」の促進。(6) 農地情報公開システム。農地情報及び農地情報を閲覧・参照する機能並びに農地情報を活用した農地集積シミュレーション機能を提供し農地中間管理時事業が行う、農地集積・農地集約化業務を支援するとともに、農地の権利移動、農業者年金業務、担い手の育成・確保等に資するため、地図情報の作成等農家台帳の拡充を図ります。(7) 農業者年金業務。農業者年金に関するチラシの配布や、個別訪問の実施など、新規加入者の確保に取り組みます。(8) 農業委員会相談活動。農地の権利問題、農業者年金受給等農家個別相談及び訪問相談活動を行います。(9) 賃借情報の提供。農地の賃貸借契約の目安として、地域の実勢を踏まえた賃借料情報の提供を行ってまいります。(10) その他の事業。農業労賃標準額の設定。続きまして、運營業務の推進方策でございます。1 委員研修。(1) 専門研修。ア 農地法等土地利用関係法令及びその運用等について。イ 農業者年金基金法、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業等農業振興関係法令及びその運用等について。(2) 関係機関・団体主催研修会。岩手県農業委員大会及び各種大会研修会への参加。(3) 講師招へいによる研修会。当面する農政課題等の研修。(4) 家族経営協定推進アドバイザー会議。家族経営協定推進アドバイザーの業務推進に係る会議及び研修。(5) 女性農業委員業務検討会。岩手県女性農業委員ポラーノの会「むら・もり・うみ輝く女性フォーラム」、「女性農業委員活動推進シンポジウム」への参加及び食育に関する研修の実施。農業後継者対策の取り組み推進。2 番目 全国農業新聞の普及拡大。農業者への情報提供のため購読拡大の取り組み推進。3 農業委員活動記録カード。農業委員業務活動の増加推進、内容の充実を図るため、毎月の提出。以上でございます。方針、所轄事務執

行計画、運營業務推進方策については以上でございます。続きまして6ページでございますが、平成28年度遠野市農業委員会予算書でございます。これにつきましては、3月に開催されました遠野市議会3月定例会で可決されました。平成28年度、一般会計予算につきまして歳入、歳出とも農業委員会の関連部分を抜粋して載せているところがございます。歳入につきましては、農業委員会交付金、農地中間管理事業集積支援事業費補助金、農業者年金事務委託金、耕作証明等手数料等で5,683万3千円。歳出につきましては、農業委員報酬、事務局職員人件費、一般事務費、農業者年金の事務費、農地中間管理機構集積支援事業費等、同じく5,683万3千円でございます。7ページにつきましては農業委員会の構成図を載せております。8ページにつきましては遠野市農業委員会委員名簿ということで、氏名、選挙区・推進団体別、公選・選任の別、役職名、担当地区というふうなことで最新のものを載せています。以上、事業計画(案)でございますのでご審議方よろしくお願ひします。それでは、若干6ページの予算書のほうで増減につきまして、ご説明をいたしたいと思ひます。農業者委員会からの交付金、機構支援事業補助金等につきましては、機構支援補助金につきましては、前年度と比較いたしまして200万ほど減額をしております。この内容につきましては、昨年度は農地パトロールに係る農家台帳の調査という調査費というふうなことで、委員さんらの報償費ということで予算化したわけでございますけれども、その分が農地パトロールと併せて農地台帳の整理の調査、整備を行っていることなのか、ちょっと現実的には不可能かなというふうな判断で、この農家台帳の調査の内容については再度検討させていただくということで今後の課題とさせていただきます。やむなく200万ほど減額した経緯でありまして、今年度はその分を除いた241万5千円、補助金は補助金として計上しているところがございます。農業者年金の事務委託金につきましては、昨年度の当初事業費ベースで計上しているところがございます。歳出につきましては、主に昨年度と比較いたしまして増減等につきましては旅費の部分が aumentando しているところがございます。これにつきましては、旅費については委員の皆様方の総会等参加の費用弁償等も含まれているわけでございますけれども、研修費は昨年度と同額に予算として計上しているところがございます。昨年度の場合は、青森のほうに3年に一度、改選期に研修を行うということで特にも予算化したところがございますが、この研修を毎年予算を確保いたしまして、この先進地研修は定着させようというふうなことで、これは補助として県とも協議いたしまして、県の方から補助金として認められ、今回、歳出予算のほうに予算化となっているところがございます。事業計画につきましては以上でございます。

事務局次長

それでは引き続き、別紙様式2のほうから、ご覧いただきたいと思ひます。

平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)というものでございます。こちら統計の数値ということでございまして、様式につきましては国から定められているものでございます。継続している委員さんですとご覧になっていただいた方もいらっしゃると思ひますが、今年度様式のほうが改正されておまして各それぞれの数値につきましては変更になっている所がございます。なおIの農業委員会の状況ということで平成28年3月25日現在ということで、本日ご覧をいただいたもので確定をしていこうということで考えたところでございますが、国のほうから農業センサスの数値につきまして、まだ公表になっておらないということから日付のほうが年度末の31日になろうという部分がございますので。またセンサスに基づいて記入をしている経営耕地面積や農家数、それから農業者数等につきましても変更になるという形になりますので予めご了承をいただきたいと思ひます。1番につきましては、面積、農家数、農業者数、認定農業者等の経営者数、また現在の改正ということで農業委員さんの分布について記載をしたものであります。2ページをご覧いただきます。担い手への農地の利用集積・集約化でございますが、現在の農地台帳から集計をいたしますと6,796.34ヘクタールの管内の農地というものが導き出されます。そのうち、これまで3,241.40ヘクタール、これにつきましては3条の貸借であるとか、あとは基盤法での貸し借り、それと作業受委託というものの種類がございまして、それを合わせますと47.69%ということが導かれるというものでございます。なお2番につきましては、各指示に基づいて記入をした数値でございます。集積目標、実績、新規につきましては64.31ヘクタールございました、というものでございます。今後、27年の事業実績書というものを作業として取り組んでま

いますが、そのうちの一部といたしまして目標に達成に向けた活動というところを抽出をして記載をしているところがございます。計画につきましては省略をさせていただきますが、活動実績につきましては12月4日から20日まで市内11カ所で認定農業者の方々と懇談会を実施して意見交換を行ったというものと、1月18日から2月5日までのマスタープランの検討会に参画をし、農地集積に係る検討を行ったというものでございます。目標に対する評価につきましては、活動に対する評価といたしまして、平成27年3月に農業委員さんが半数改選をされたということでございます。認定農業者の意見交換や地域農業マスタープラン地区検討会に参画し地域農業者の意見把握ができ今後の活動に資するものとなったということでございます。3ページにつきましては、こちらは新たな様式となっております、現状まではありませんでしたけれども新規参入の状況といたしまして27年までの4年間の数字について記入をしております。24年については8経営体、25年は6経営体、26年は7経営体、27年は4経営体ということでございます。進みまして4番の、4ページでございますが、遊休農地に関する措置に関する評価ということでございます。管内の農地面積につきましては、先程と同じでございます。遊休農地面積につきましては、各回の積み上げで集計されていくものでございまして94.10ヘクタールということでございます。こちらの面積については27年の12月現在ということで地目等の移動とか農業委員会の許可はまだ行われていない時の面積でございます。冒頭に会長から67ヘクタールの遊休農地ということのお話がありましたが、今日から例えば非農地証明願等が出され農地の地目の変更がすべて行われますと67haまで下がるという考え方をお持ちいただきたいと思っております。27年度の目標については7haということでしたが、解消面積の実績といたしましては、本日、非農地決定をいただいた部分まで含めまして13.54ヘクタールということで、成立といたしますと193.40%ということになります。目標に向けた活動といたしましては委員さん全員の31人で調査を行うということでございましたが活動実績といたしましては、県、それから市の職員などを含めまして43人で行ったということでございます。4番の目標及び活動に対する評価ということでございますが、評価の部分と活動といたしましては農地パトロール利用意向調査で判明した荒廃農地について非農地証明願が提出されたものである。農地の適正管理が求められているということにしております。活動に対する評価でございますが、農地として存続させていく土地、山等へ返す土地の区分を判断しながら日頃から活動したもので今後も継続させていきたいというものでございます。5ページでございますが違反転用への適正な対応ということでございます。管内の農地面積につきましては同様でございます。違反転用面積につきましては、年度末ということではゼロになっているということでございます。パトロールのほうで発見をしていただいて委員の皆さんからご指導をいただきまして解消に結び付けて現在はゼロということでございますので、よろしくお願いをいたします。今後につきましても違反転用の防止の周知や農地パトロール等により、農業者の理解を高めていくということで考えていくものでございます。6ページからにつきましては、こちらは事務方のほうの数値に主になる部分でございます。毎月ご審議をいただいております農地法第3条に基づく許可事務につきましては、本日全て可決をいただきまして処理件数といたしましては97件でございます。転用に関する事務につきましては処理件数年間合計59件となっております。なお、7ページにまいりますと農地所有適格法人からの報告ということで、こちらは現在10法人の登録がありまして10法人すべて提出をいただいているところですし、農地情報の提供等というところでございますが、こちらは賃借料の平均値などを公表しておりますが、そのサンプルとなった調査対象件数といたしましては加重平均の方法を取らせていただいておりますが、357件でございます。また県のほうのシステムに賃借料情報ということで提出する部分がございますが、こちらについては2,881件のデータでございます。農地台帳の整備につきましては、こちらは管内農地の情報と同じでございます。最終ページ、8ページでございますが地域農業者等からの主な要望に及び対処の内容ということで認定農業者の意見交換またはマスタープランの意見交換というものがございました。そういったものにつきましては、今回はここには記載をさせていただいておりません。事務の実施状況の公表等ということでございますが総会等の議事録につきましては、遅れている部分もございますが随時ホームページに公表をしているところがございます。また一番下段になりますけれども活動計画の点検・評価の公表ということで、この様式そのものが

ホームページに掲載をして意見を求めるという内容になっておりますのでご承知おきをいただければと思います。この内容から入りまして別紙1の平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)ということでございます。1ページにつきましては並びが違いますけれども先程の別紙様式2と同様のものでございます。こちらにつきましても同等の指示で通知の入れ替えがまた必要となっております。来週末の作業になろうかと思っております。2ページでございます。担い手への農地の利用集積・集約化ということでございますが岩手県南広域振興局になります農地の集積目標が現在65%ということで掲げられたということで、こちらにつきましては今回について100ヘクタールの目標としてはいかがでしょうかというふうな記入でございます。なお、下の新たな農業経営を営もうとする者の参入促進といたしましては、先程の三年間の数値の経営体数を載せておりますことと、現状といたしましては新規参入者は園芸や畜産が多くなっている。ニーズに対応するため、農地関係法令、制度等の専門的な知識が必要となっているということを課題として載せさせていただいております。活動計画といたしましては市と連携を密にするとともにきめ細やかな就農希望者のマッチングなど新規就農の促進への相談対応等の支援を行うという企画でございます。遊休農地に対する措置、3ページでございますが、こちらにつきましては昨年まで割合として25%ということでの7haということでございましたけれども現状ではまだ非農地判断の願いの申し出がないもの等もでございます。今年度につきましては前年よりも強い数字といたしまして10ヘクタール加わりそうだということでございますし、活動計画といたしましては28年度につきましては7月からの農地パトロールをお願いして年内に取りまとめをしなければ。今回税制改革でも話題となっておりますが、中間管理事業へお貸した農地につきましては固定資産税の減額、若しくは遊休農地であるもので何も措置をしないものにつきましては農地の優遇措置を受けられないので実質的には倍になるという制度が29年1月1日現在から始まるということで年内に終わらせなければならないので、このスケジュールでできればということでございますし、違反転用につきましては引き続き生じないように委員さんの活動をお願いしたいということでございます。以上、点検・評価の部分と活動計画の数値の部分になります。よろしくお願いたします。

議長 はい、説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

29番委員 はい。

議長 はい。29番。

29番委員 すみません。ひとつだけ。私たちの場合は、あと2年任期があるのですが、先日北上市で農業委員の改選が行われたようです。今度は選挙がなくて地域推薦ということになったようですが、この事業計画の2ページの(6)にも推薦方法が書かれてますが、地域はかなり苦勞をして推薦をされたようです。人数が出揃った時に立候補があったそうなんです。で二人立候補されて今度はそのどの人を押すかっていう問題になってかなり苦勞されたっていうのをきておりますので、ひとつ優秀な組織検討委員会の委員さんです。その辺のところはちゃんとわかっていると思うんですが、一応ほかの地域の情報を集めながら検討していただきたいと思います。

議長 はい、この件に関しましては、私のほうから答弁させていただきたいと思いますが、ただいま29番委員からお話されたことは、北上市、久慈市等では、もうその議論が活発なされてお二人の一般公募の所に久慈市の場合六人の立候補があったように聞きました。その六人をどう絞り込むかということで検討委員会を設けたんだそうです。で、その検討委員会の中で二人に絞る時もかなり苦勞されたっていうふう聞いてましたけれども、今後も会長研修会等においては近隣市町村のお話を聞いて、これを生かしていくように組織検討委員の皆様にご伝えていきたいというふうに思っています。よろしいでしょうか。その他にございませんか。

議長 ええと、私から失礼ですが、ちょっと今読んだとき、2ページの平成30年3月1日ま

	<p>でとなりますが、からとなりますか。どう違うか。期限は「まで」ですけれども、適用は改正された適用は。</p>
<p>事務局長</p>	<p>改正の適用は、これはあのあれです。適用が当委員会の場合は前任務任期までとなるのでそれに伴いまして、それ以降について各いくらかということを書いてつもりでございます。</p>
<p>議長</p>	<p>意見の公表、意見を毎年出さなければならない等は、もう4月1日から出てくるわけですから。わかりました。もう一つ確認をさせていただきたいのは、農政専門委員会の中でたいへんこういう点検・評価はやるべきという前向きなご意見が出たというふうに聞いておまして、いいことだなというふうに思っています。それがなくなって国民から農業委員会は何をやっているのということからしてこれが出てきたということですから、いいことなんです、例えば活動計画(案)の中に2ページの農地集積、10年間で8割担い手に集積しなければならないという国の目標があるわけですが、ここに62%を入れさせていただいたわけです。議案として。異議が出てこなかったですが65%にするのには100ヘクタールを28年度において集積しなくてはならないものがあるわけですし、これが私たちの農業委員会の新たな業務になってまいります。それで100ヘクタールのうちの30ヘクタールごとには●●地区が集積になったと30ぐらいですか。</p>
<p>事務局長</p>	<p>35ぐらいです。</p>
<p>議長</p>	<p>35。65ヘクタールの目標としてもっていかなければならないと、そういうところが出てくるわけでありまして。したがって、どこかモデル地区等を設けて集積をしていかないと100ヘクタールというのはかなり難しい数字だというふうに思いましたけれども国の目標に近づけるためにはこれを推進していかなければならないということでありまして、これから1年間かけて委員の皆様とご相談しながら目標達成に向けていきたいというふうなことでの提案でございます。ええとその他に何かございませんか。私が意見・お話をしてしまいましたが。参考まで、23番の集積状況その●●の集積状況わかりました。</p>
<p>22番委員</p>	<p>22番の新田です。私どもの地区は平成29年の秋から工事が始まるよということで、今年の1月ごろ、採択されたということの許可をもらったということで。実はこの間も、●●地区と●●地区の研修に行ってきたわけなんです、その集積率は85%以上でした。そして担い手3名にその分を任せて、あとの分は、いわゆる3人ぐらいでやりたい人たちはやってくださいよということで、それで事業がスタートすると。国からの補助のほうはですね、集積率をみて、そして完成後2年後に工事費を100%にしてほしいってことで。皆さんの農家は誰一人反対しないということで地域一丸となってこの工事に協力することで着々と進んでおりますし、この間、県の農村整備課の方からですね、私の方に、私が代表になってるってことですが、「新田さん忙しくなりますよ。」ということで、完全に2年間作って工事に入ると。予算の方は若干、農業委員会の会長がちょっと言われたんですが、予算も確保したようですよということをおっしゃいました。私どもこの担い手を中心に着々と進めて行きたいとそういうふうに思っております。よろしくお願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、目標としてはかなり厳しい目標でのご提案をさせていただいたところではありますが、●●のほかに●●●●●と進めているところもあるようでございますから100ヘクタールは近づけていけるかな、というふうに現時点では思っているところであります。これで提案させていただきました。その他に質疑ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p> <p>それでは質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第85号は原案のとおりとすることにご異議ございませんか。</p>

	<p>(「なし」と呼ぶ者あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第85号は、原案のとおりといたします。</p>
議 長	<p>【その他】 その他に入ります。委員の皆様から何かご意見・ご提案等ございませんか。</p>
農地振興係長	<p>平成27年度全国農業新聞、農業者年金、家族経営協定推進状況のご報告をさせていただきます。資料はお配りさせていただいた資料になります。なお、今回の資料は平成27年度の最終の取りまとめをした数値となります。全国農業新聞の普及部数35部、農業者年金の加入推進1人、家族経営協定の締結推進5組となります。また平成27年度全国農業新聞・家族経営協定締結実績でありますけれども、農業新聞の方は345部、家族経営協定締結数は243組となります。なお、下の部分ですけれども平成27年度の家族経営協定新規締結者一覧というものを載せておりますけれども、こちらの方、住所も記載しておりますので個人情報ということで取り扱いにはご留意頂ければと思います。裏面になります。農業委員会活動記録カードの提出状況となります。3月分につきましても、すみませんが4月末日までに事務局の方に提出をお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。その他、事務連絡ですけれども、総会終了後に農業者年金の加入推進の推進班長になっていただいております9名の委員さんの方に、ちょっとお知らせとお願いしたいことがございますので、総会終了後こちらの方でお願いいたします。</p>
事務局次長	<p>私の方からは、4月からの予定表、封筒の中に入れてございます。28年の4月から3月の部分で農地法等の申請締切日、現地確認予定日、総会開催予定日ということで、それぞれ毎月のものを表示をさせていただいております。突発的な事項により変更になることもございますが、まずこの日程で進行してまいりたいと思っておりますのでご承知おきをお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは以上をもちまして第85回遠野市農業委員会総会を閉会といたします。たいへんご苦労さまでございました。</p> <p>午後3時56分閉会</p> <p>署 名 遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。</p> <p>平成28年 月 日</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 16 番 _____</p> <p>同 17 番 _____</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____</p>